

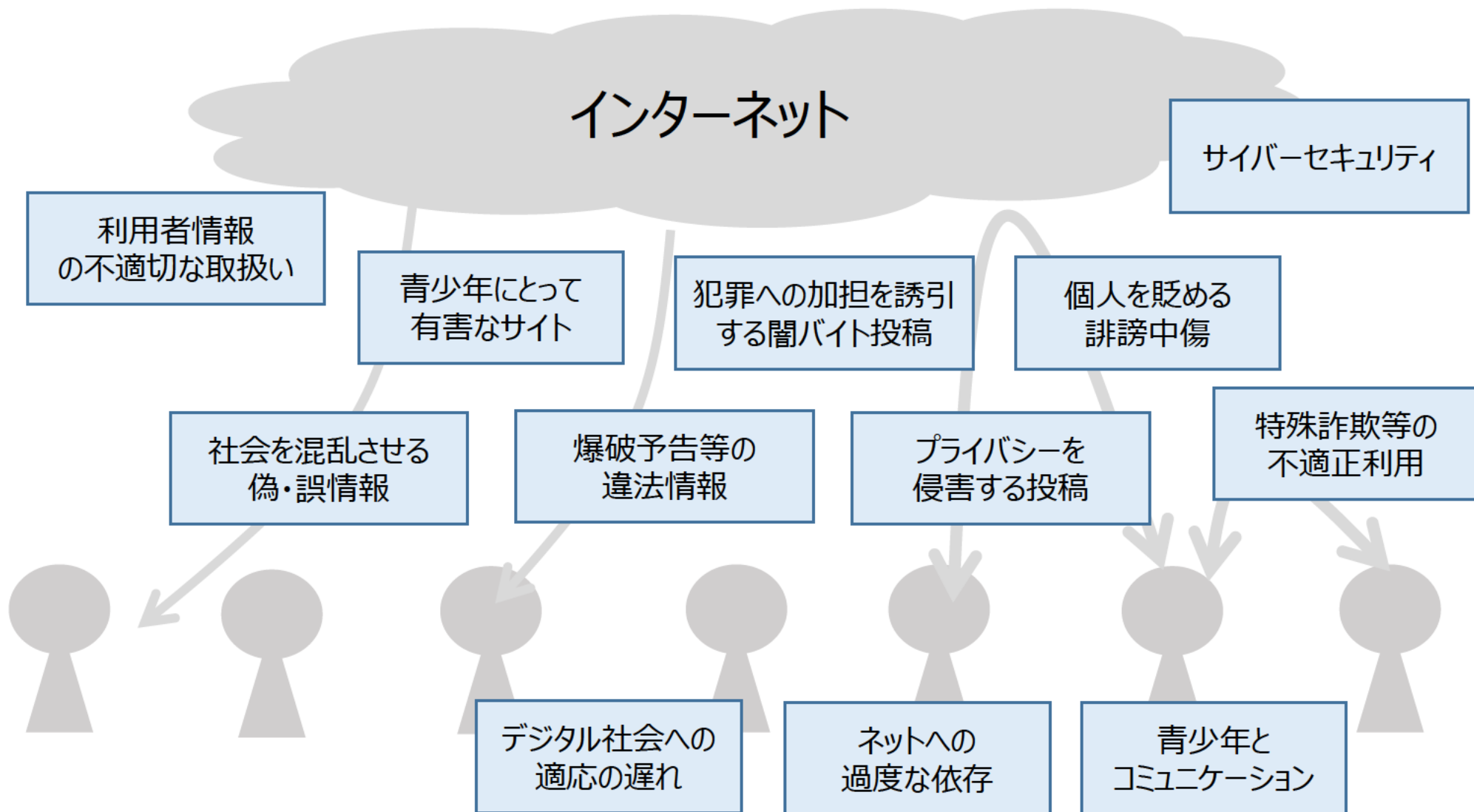


# ICTサービスの利用環境を巡る 諸問題について

～不正利用対策をめぐる環境変化と新たな対策について～

令和7年1月22日  
総合通信基盤局

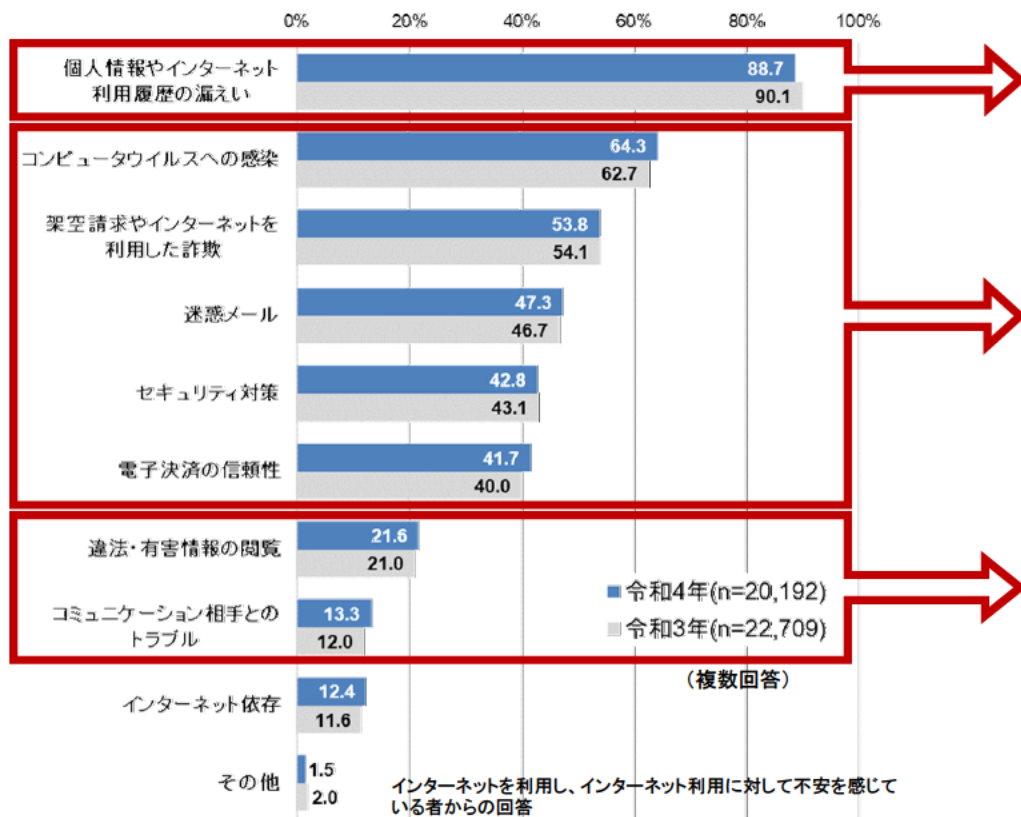
- ICTサービスの拡大とともに、サービス利用に伴う諸課題も拡大・多様化



○ まずは、利用者の不安が顕在化している、**①利用者情報の保護**、**②不適正利用への対処**にフォーカスして検討を行う。

## インターネット利用における不安の内容

不安の具体的な内容は、「**個人情報やインターネット利用履歴の漏えい**」(88.7%)が最も高く、「**コンピュータウイルスへの感染**」(64.3%)、「**架空請求やインターネットを利用した詐欺**」(53.8%)と続く。



## 対処すべき政策課題

利用者情報の保護  
の更なる促進

ICTサービスの  
不適正利用への対処

その他  
(誹謗中傷等の違法・有害情報への対応等)

# ○ICTサービスの 不適正利用への対処

# これまでの不適正利用対策に関するワーキンググループの取組

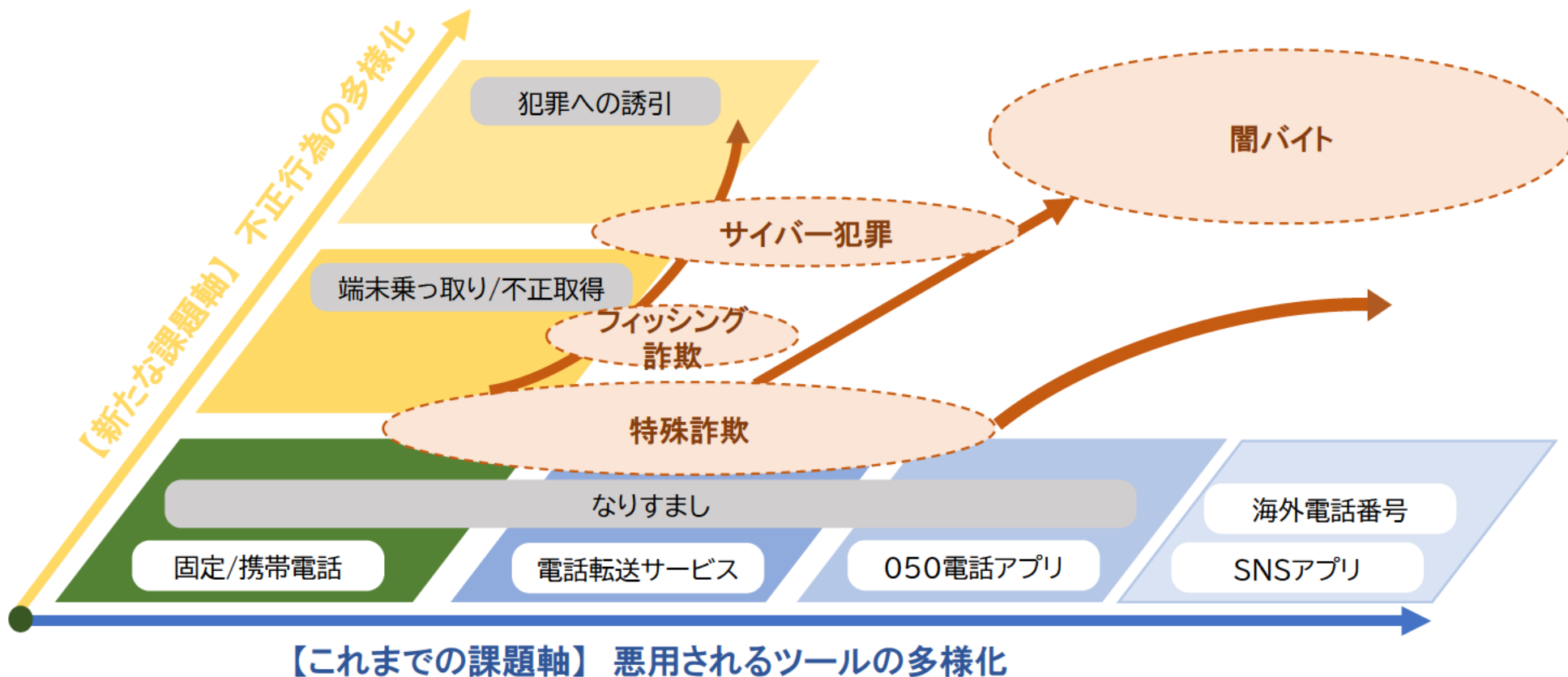
## 開催状況

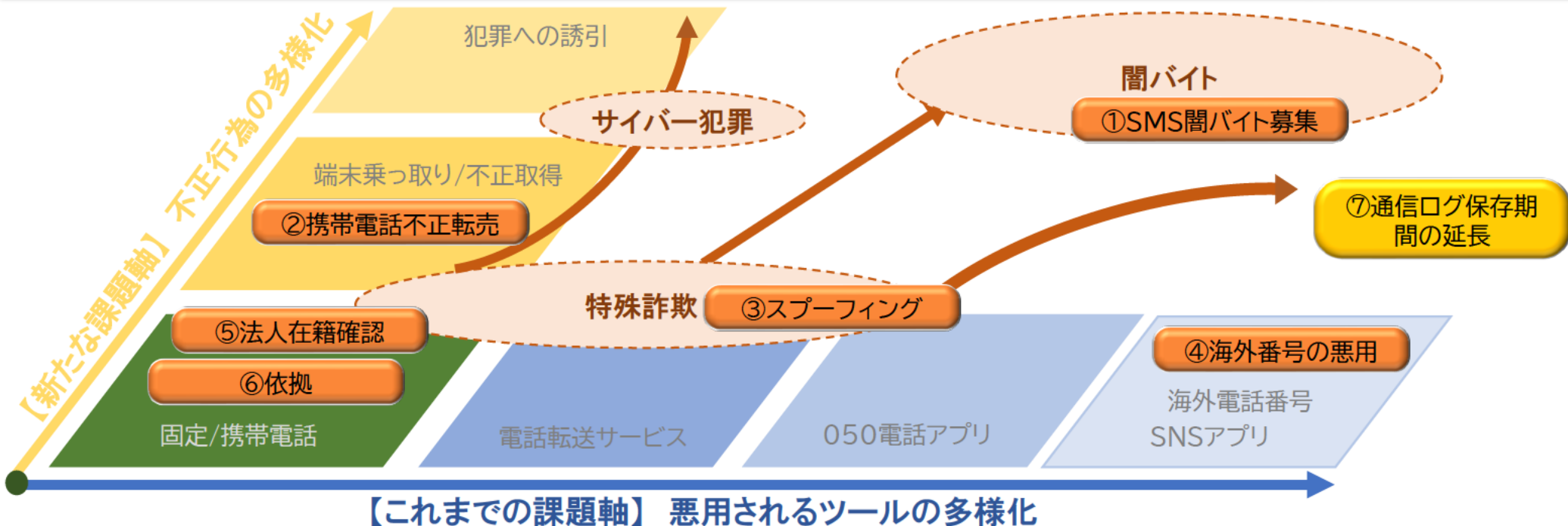
第1回（令和6年2月26日）	SMSによるフィッシング詐欺対策	○ICTサービスの不適正利用対策を巡る諸課題について
第2回（令和6年3月14日）		○SMSの不適正利用の実態について ・事業者ヒアリング：株式会社マクニカ、トビラシステムズ株式会社
第3回（令和6年4月15日）		○SMS対策に関する関係者からのヒアリング ・事業者ヒアリング：NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク ・オブザーバーからの報告：警察庁（サイバー警察局）
第4回（令和6年5月15日）	特殊詐欺対策	○SMS対策の方向性（案）について
第5回（令和6年6月6日）		○携帯電話不正利用防止法に基づく本人確認方法の見直し状況について
第6回（令和6年6月20日）		○本人確認に関する関係者ヒアリング ・オブザーバーからの報告：警察庁（刑事局） ・事業者ヒアリング：楽天モバイル
第7回（令和6年6月20日）		○本人確認に関する関係者ヒアリング ・有識者ヒアリング：デジタルアイデンティティ推進コンソーシアム ・事業者ヒアリング：イオンリテール、日本通信
第8回（令和6年6月20日）		○携帯電話不正利用防止法に基づく本人確認方法の見直しに係る論点整理・意見交換
第9回（令和6年6月20日）		○携帯電話不正利用防止法に基づく本人確認方法の見直しに関して

令和6年11月29日 親会にて、不適正利用対策に関するワーキンググループ報告書を取りまとめ

- 従来、犯罪に悪用される情報通信ツールの多様化に応じ、本人確認や利用停止等を中心とする対策を講じてきたが、ツールの悪用と対策の「いたちごっこ」が繰り返されてきた。
- 昨今、携帯電話を用いたなりすまし等に加え、多種多様な形態で不正行為が行われるようになり、被害が甚大化。犯罪実態を踏まえ、より包括的な対策が求められるようになってきている。

イメージ図

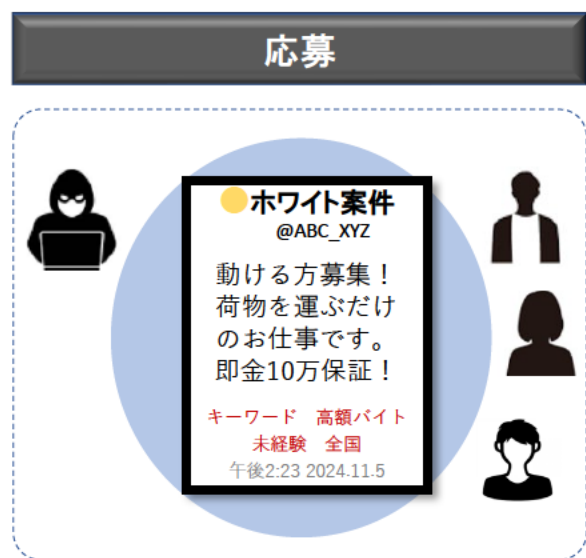




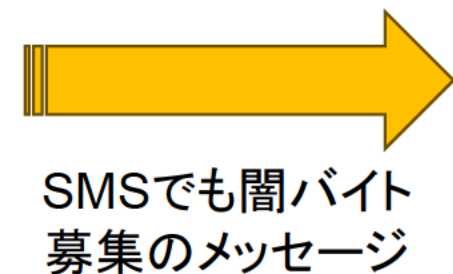
論 点	
①SMS闇バイト募集	・SMSで闇バイト募集が出現。犯罪抑止のため、既存の取組も踏まえ、 <b>有効な対策</b> が取りうるか。
②SIM不正転売	・SIMの不正転売が増加。事業者から犯罪を見抜きにくい実態を踏まえ、 <b>効果的な対策</b> はあるか。
③スプーフィング	・電話番号の表示を偽装するケースが報告されており、 <b>どのような対策</b> がとれるか。
④海外番号の悪用	・海外電話番号を簡単に入手することができるウェブサイトがある中、 <b>どのような対策</b> がとれるか。
⑤法人在籍確認	・法人の在籍確認が自主的取組となっているところ、 <b>より実効的なルール作り</b> が可能か。
⑥依拠	・過去の本人確認結果への依拠について、 <b>どのような確認方法</b> であれば認めうるか。
⑦通信ログ保存	・ログ保存が短いと指摘がある中、 <b>通信ログの保存の在り方</b> についてどう考えるか。
⑧その他	・携帯電話の不適正利用などの観点から、 <b>その他課題</b> があるか。

## 課題

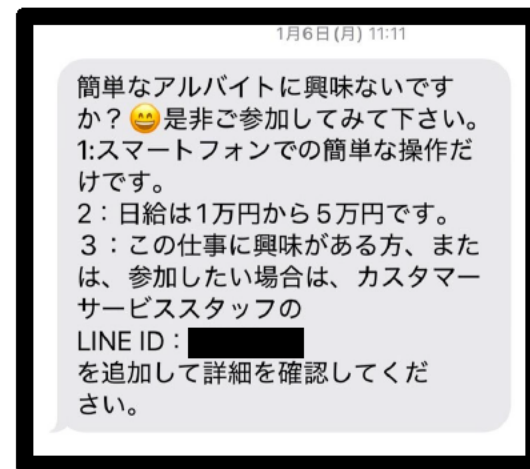
- 「闇バイト」の募集は、Xやインスタグラムなど、投稿型のSNSを利用されているケースが大多数。
- 一方、昨年末より、一部キャリアの回線では、ユーザー宛てに闇バイトを募集するSMSが届いていることが判明。



- 総務省では、令和6年12月18日に、SNS等を提供する大規模事業者に対し、闇バイトの募集活動への対応について要請を実施



- SMSでの闇バイト募集が出現



## 今後ご議論いただく際のポイント

⇒SMSを用いた闇バイト募集に対して、既存の取組(フィルタリングの提供)も踏まえ、有効な対策が取りうるか。



## ①マルウェア感染端末の特定・警告の推進

- 通信の秘密の取扱いに留意した上で、通信キャリアが提供するSMSフィルタリングにおいて得られたデータを分析し、マルウェア感染端末の特定・警告を行う取組を進めることにより、マルウェア感染端末の利用者の損害の拡大の防止に加え、利用者の行動変容を促し、スミッシングメッセージの拡散を抑制する。

## ②スミッシングメッセージの申告受付の推進

- スミッシングメッセージ等の迷惑SMSを受け取った利用者から、さらに円滑に申告を受け付けられるようにしていくとともに、申告データを事業者横断で活用できるようにする仕組みを構築することにより、迅速な迷惑SMS対策ができるようにする。

## ③SMS関連事業者による業界ルールの策定

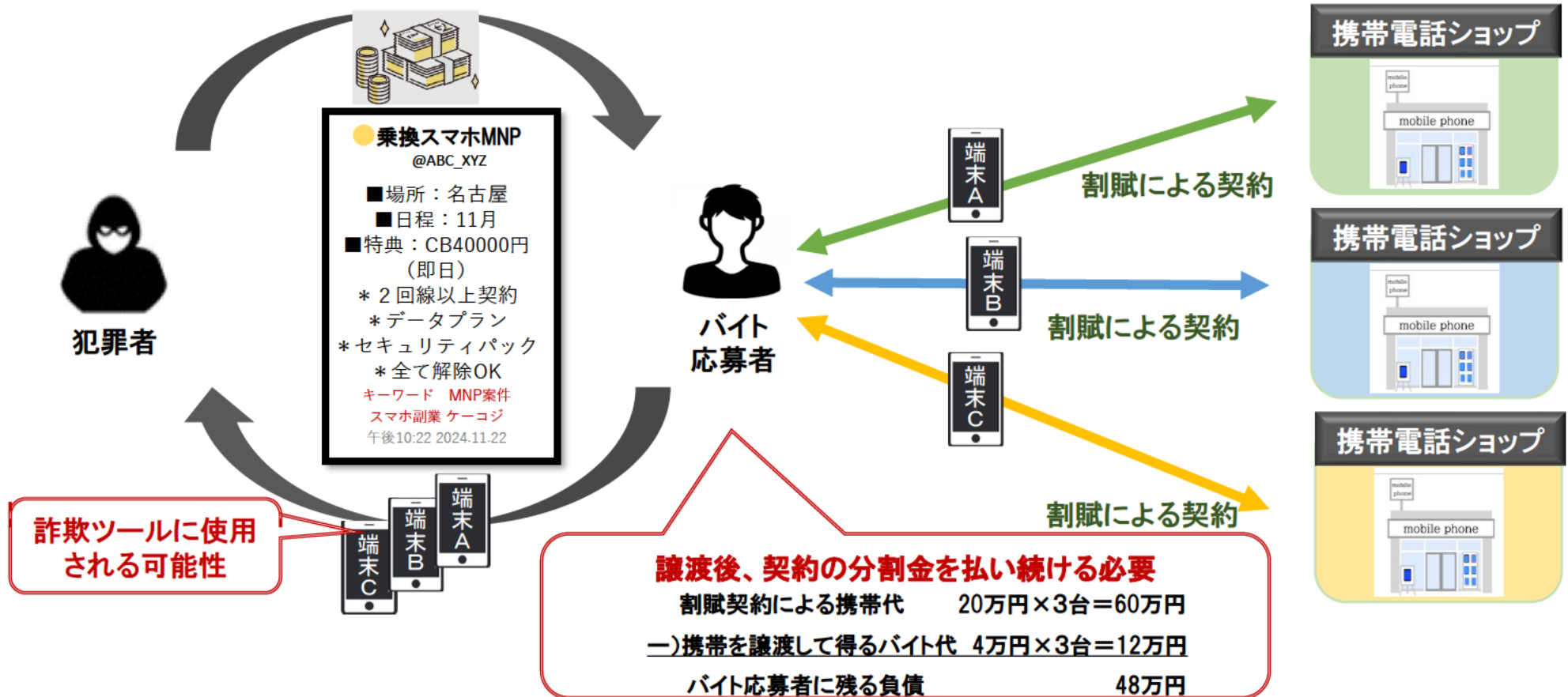
- SMS不適正利用対策事業者連絡会の枠組を活用し、SMSを利用する側の事業者を含め、関連する業界団体と連携することにより、SMS発信元の明確化・透明化に係る取組や、SMS認証代行事業者等の悪質事業者への対策などを盛り込んだ業界ルールを策定し、正規のメッセージがしっかり正規のものとなる形で配信されるよう、効果的な対策を実行する。

## ④迷惑SMS対策に係る周知啓発の推進

- スミッシングの攻撃手法は時々刻々と変化をしていることから、官民が連携し、最新の対策方法に関する情報発信を行うとともに、キャリア共通番号の仕組みの周知広報やRCSの活用推進など、SMSに関する利用者のリテラシー向上につとめ、自主的な防衛を推進する。

## 課題

- バイト応募者に対して、**高額で買い取る等の触れ込みで携帯電話やSIMを契約させる内容のバイト募集の投稿**がSNSで横行しており、**詐欺のツール**にも利用されうるケースが報告されている。
- 応募者本人が契約者である場合、契約自体は必ずしも違法ではないが、携帯電話事業者に**無断で携帯電話端末設備等を譲渡**した場合、**携帯電話不正利用防止法違反**となる。



今後ご議論いただく際のポイント

⇒ 携帯電話事業者が不正転売を見抜きにくいという実態を踏まえ、効果的な対策はどのようなものがあるか。

○携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）

### 第五条（譲渡時の本人確認義務等）

携帯音声通信事業者は、通話可能端末設備又は契約者特定記録媒体（以下「通話可能端末設備等」という。）の譲渡その他の携帯音声通信役務の提供を受ける者としての役務提供契約上の地位の承継に基づき、契約者の名義を変更するに際しては、運転免許証の提示を受ける方法その他の総務省令で定める方法により、当該変更により新たに当該役務提供契約に基づく携帯音声通信役務の提供を受けようとする者（以下「譲受人等」という。）について、譲受人等の本人特定事項の確認（以下「譲渡時本人確認」という。）を行わなければならない。

2 第三条第二項から第四項まで及び前条の規定は、前項の規定により携帯音声通信事業者が譲渡時本人確認を行う場合について準用する。この場合において、第三条第二項から第四項までの規定中「相手方」とあるのは「譲受人等」と、同条第二項及び第四項中「本人確認」とあるのは「譲渡時本人確認」と、「第十一条第一号」とあるのは「第十一条第二号」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、前条第一項中「本人確認」とあるのは「譲渡時本人確認」と読み替えるものとする。

### 第七条（譲渡時の携帯音声通信事業者の承諾）

契約者は、自己が契約者となっている役務提供契約に係る通話可能端末設備等を他人に譲渡しようとする場合には、親族又は生計を同じくしている者に対し譲渡する場合を除き、**あらかじめ携帯音声通信事業者の承諾を得なければならない。**

2 携帯音声通信事業者は、譲受人等につき譲渡時本人確認を行った後又は前条第一項の規定により媒介業者等が譲渡時本人確認を行った後でなければ、前項に規定する承諾をしてはならない。

### 第二十条

第七条第一項の規定に違反して、**業として有償で**通話可能端末設備等を譲渡した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 相手方が第七条第一項の規定に違反していることの**情を知って、業として有償で**当該違反に係る通話可能端末設備等を譲り受けた者も、前項と同様とする。

## 課題

- ③既存番号へのスプーフィング(なりすまし)
- 携帯電話や固定電話のディスプレイに表示する電話番号を警察署の番号にするなど、電話番号を偽装するケースが報告されている。
- 事業用電気通信設備規則では、発信者番号の偽装を防ぐ措置を講じるよう電気通信事業者に求めており、技術的・設備面から偽装防止措置を実施済み。
- 着信画面に任意の番号を表示させるアプリも存在し、海外の通信会社の回線を使用している場合があり、国内の対策が効かない場合があると報道されている。

## 【事業用電気通信設備規則】

第三十五条の二の六（異なる電気通信番号の送信の防止）

電気通信事業者は、当該電気通信事業者が利用者に付与した電気通信番号について、当該利用者の発信に係る電気通信番号と異なる電気通信番号を端末設備等又は他の電気通信事業者に送信することがないように必要な措置を講じなければならない。ただし、他の利用者に対し、発信元を誤認させるおそれがない場合は、この限りでない。

## 今後ご議論いただく際のポイント

⇒スプーフィングに対する有効な対策として、どのような対策がとりうるか。

## 課題

- ④海外電話番号による詐欺電話
- 海外電話番号が、簡単にアプリで取得可能なところ、使い捨て可能な電話番号として、詐欺のツールとして使われうる状況。

## 今後ご議論いただく際のポイント

⇒こうしたアプリに対して、どのような対策をとりうるか。

## 課題

- ⑤法人の在籍確認
  - ・ 現行法令上、自然人が携帯電話を新規契約等する場合、その自然人の本人確認を実施。法人が新規契約する場合は、法人自身の本人確認(登記事項証明書の提示など)に加えて、契約担当者の本人確認が義務付けられている。ただし、契約者とその法人の関係性に係る要件は定められていない。
  - ・ 一方、犯収法規則では、代表者の要件を定めることで、来店者とその法人の関係性を担保している。

## 今後ご議論いただく際のポイント

⇒不正行為の多様化も踏まえて、より実効的なルール作りが可能か、検討してはどうか。

## ⑤ (参考)関係法令

○携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）

（契約締結時の本人確認義務等）

第三条 1（略）

2 携帯音声通信事業者は、相手方の本人確認を行う場合において、会社の代表者が当該会社のために役務提供契約を締結するときその他の当該携帯音声通信事業者との間で現に役務提供契約の締結の任に当たっている自然人が当該相手方と異なるとき（次項に規定する場合を除く。）は、当該相手方の本人確認に加え、当該役務提供契約の締結の任に当たっている自然人（第四項及び第十一条第一号において「代表者等」という。）についても、本人確認を行わなければならない。

3～4（略）

○携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第百六十七号）

（代表者等の本人確認の方法）

第四条 法第三条第二項の規定による代表者等の本人確認の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

一 代表者等から次条第一項第一号（二及び八を除く。）又は第三号に規定する書類の提示を受ける方法

二 代表者等から次条第一項第一号二又は八に掲げる書類の提示を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居にあてて、相手方との役務提供契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

三 代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、特定本人確認用画像情報の送信を受ける方法

四 代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該代表者等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

五 代表者等から次条第一項第一号二若しくは八に掲げる書類又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居にあてて、相手方との役務提供契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

六 代表者等から次条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている代表者等の住居にあてて、相手方との役務提供契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

七 特定事項伝達型本人限定受取郵便等により、代表者等に対して、相手方との役務提供契約の締結に係る文書を送付する方法

2 前項第二号、第五号又は第六号に掲げる方法による相手方との役務提供契約の締結に係る文書の送付は、提示又は送付された書類に記載されている代表者等の住居において、携帯音声通信事業者の職員が当該代表者等に当該文書を交付することをもって代えることができる。

3 携帯音声通信事業者は、他の携帯音声通信事業者が役務提供契約を締結したことにより当該他の携帯音声通信事業者の相手方と役務提供契約を締結したこととなる場合は、第一項の規定にかかわらず、当該他の携帯音声通信事業者が代表者等について本人確認を行ったことをもって当該携帯音声通信事業者が当該代表者等について本人確認を行ったものとみなすことができる。

### 課題

- ⑥過去の本人確認結果への依拠
- 過去の本人確認結果に依拠する本人確認方法については、令和6年11月29日にてとりまとめられた「不  
適正利用対策に関するワーキンググループ報告書」において、引き続きの検討課題となっていたところ。
- 携帯電話事業者等への依拠について、事業者からの具体的なニーズあり。

### 今後ご議論いただく際のポイント

⇒過去の本人確認結果への依拠について、どのような確認方法であれば認めうるか。事業者からのニーズなども踏まえ、本人確認における保証レベルを保ちつつ、最新の本人特定事項を取得可能とする本人確認を実施方法について議論することとしてはどうか。

### 第3・4回WGにおいて構成員・発表者から頂戴したご意見

#### 他の事業者への依拠

- ・ 犯収法で認められる金融機関への依拠の仕組みを導入してはどうか。(楽天モバイル)
- ・ 他事業者への依拠の導入に当たっては、信頼性を確保するため、身元確認レベルを合わせるべきではないか。(大谷構成員、辻構成員、鎮目構成員ほか)
- ・ 金融機関に依拠するとした場合、責任のあり方について留意すべき。(沢田構成員、山根構成員)
- ・ 他事業者への依拠の仕組みを導入する際には、より確実な本人確認方法を用いて確認した実績に基づいて、依拠を行うべきではないか。(大谷構成員、辻構成員ほか)
- ・ 公的個人認証で本人確認を実施済みの事業者に対して、適切な当人認証を行った上で依拠するのであれば、事業者・利用者にとって負担の少なく利便性の高い本人確認が実現できるのではないか。(DIPC)
- ・ 携帯電話事業者間の依拠については、業界全体として、本人確認が適切な方法で行われることが前提となるため、それを踏まえて検討すべき。(星構成員、中原構成員ほか)
- ・ 携帯電話不正利用防止法と犯罪収益移転防止法の確認方法の整合性をはかりながら検討すべき。(辻構成員ほか)



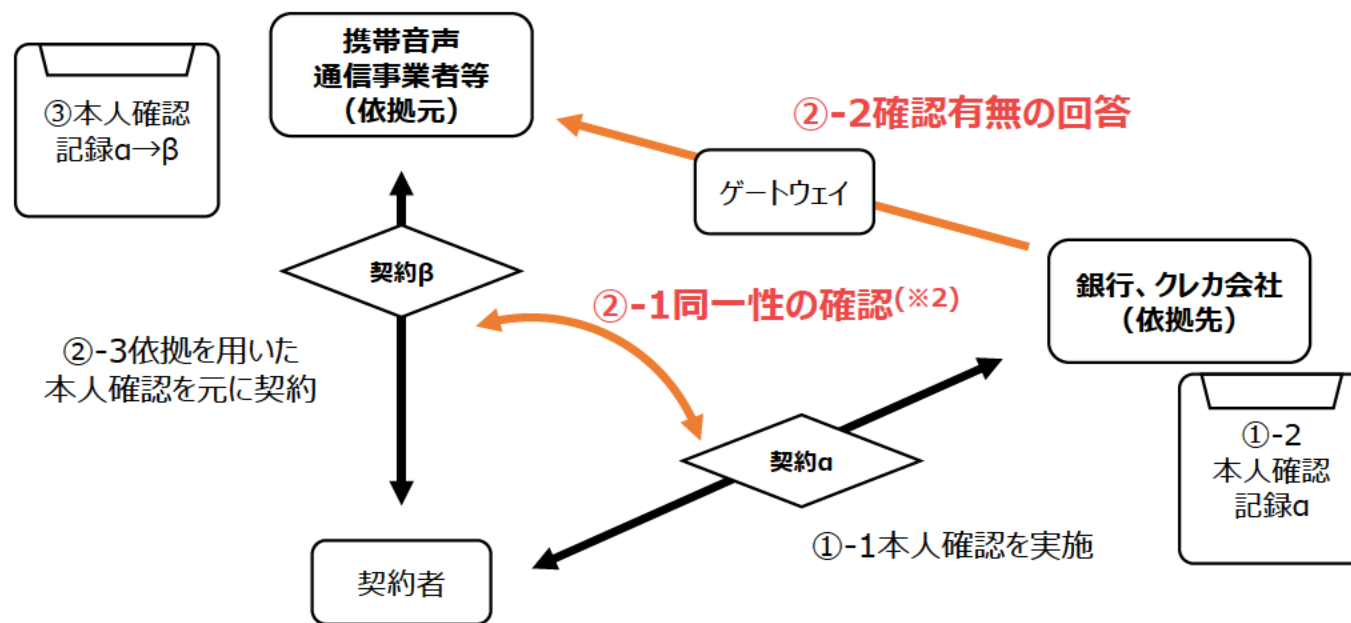
#### 【不正利用対策に関するワーキンググループ報告書(抜粋)】

…従って、本人確認における保証レベルが高く、一定の手続きのもと継続的に最新の本人特定事項を取得可能な本人確認を実施することが望ましい。こうした本人確認方法は、例えば、公的個人認証による方法が考えられ、過去の本人確認結果の依拠方法としては、公的個人認証を用いて本人確認を行った結果に依拠するとともに、依拠先において多要素認証等の当人認証を実施する方法が考えられる。なお、過去の本人確認結果に依拠する方法については、事業者のニーズや本人確認の保証レベルとのバランス等を鑑みつつ、今後、総合的に検討することが適当である。…



## 金融機関への依拠スキーム

1. 契約者と依拠先において、契約 $\alpha$ を締結する際、本人確認を行う(①-1)とともに、本人特定事項を記録<sup>(※1)</sup> (①-2)
2. 契約者から依拠元へ契約 $\beta$ の申込があり、かつ、依拠元と依拠先において依拠による本人確認を行う旨事前に合意している場合、依拠元の責任において、「契約 $\beta$ の申込をしている契約者」と「契約 $\alpha$ の締結にあたり本人確認を受けた者」が同一であることを確認(②-1)し、依拠先から依拠元へ、契約者について過去本人確認を行っているか否かをゲートウェイ(銀行における口座振替の契約手続き等)を介して回答(②-2)し、行っていた場合、契約 $\beta$ に係る本人確認が完了(②-3)。
3. 契約 $\beta$ に係る本人確認結果を本人確認記録として記録(③)。

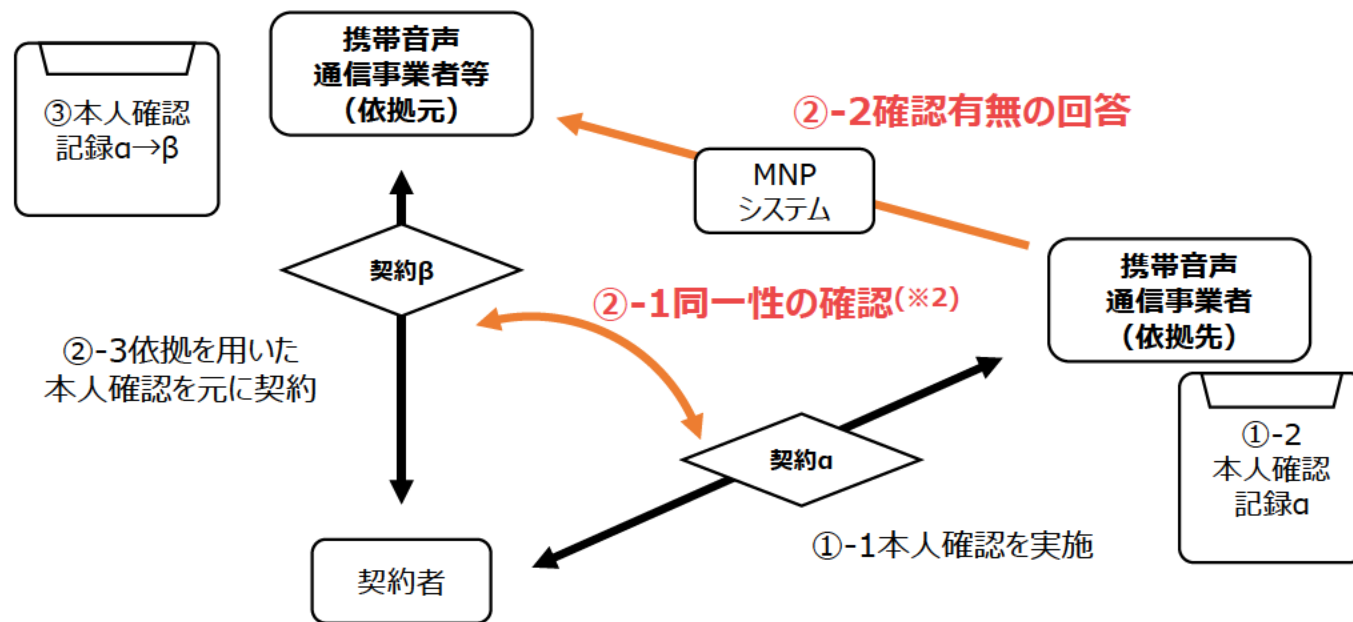


(※1) 契約締結後に付記した記録も含み、○カ月以内の情報を取得している場合に限る

(※2) SMS認証や利用者証明書電子証明書等の多要素認証の利用を想定

## 携帯電話事業への依拠スキーム

1. 契約者と依拠先において、契約αを締結する際、本人確認を行う(①-1)とともに、本人特定事項を記録<sup>(※1)</sup> (①-2)
2. 契約者から依拠元へ契約βの申込があり、かつ、依拠元と依拠先において依拠による本人確認を行う旨事前に合意している場合、依拠元の責任において、「契約βの申込をしている契約者」と「契約αの締結にあたり本人確認を受けた者」が同一であることを確認(②-1)し、依拠先から依拠元へ、契約者について過去本人確認を行っているか否かを既存のMNPシステム(移転先事業者と移転元事業者間における予約番号の受け渡し)を介して回答(②-2)し、行っていた場合、契約βに係る本人確認が完了(②-3)。
3. 契約βに係る本人確認結果を本人確認記録として記録(③)。



(※1) 契約締結後に付記した記録も含み、○カ月以内の情報を取得している場合に限る

(※2) SMS認証や利用者証明書電子証明書等の多要素認証の利用を想定

## 課題

- 闇バイトをはじめとする、SNS等を悪用した犯罪の増加などを背景に、捜査の観点から、通信ログの保存期間が短いという指摘する声がある。
- さらに、発信者情報開示請求においても、通信ログの保存期間が短く開示が不可能になる場合があると指摘する声がある。
- 大規模プラットフォーム事業者の果たすべき責務や期待される役割が増大。

## 今後ご議論いただく際のポイント

- ⇒ 通信ログの保存の在り方について課題を整理した上で、必要に応じてガイドラインの記載を検討してはどうか。
- ⇒ 通信ログ保存の在り方の検討については、通信の秘密の観点からの専門的な検討が必要なところ、議論を行い、親会へ報告してはどうか。
- ⇒ 1月17日開催「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会」からも通信ログの保存の在り方に関する問題提起があったところ、上記の検討内容を同検討会へフィードバックし、議論してもらってはどうか。

## 【電気通信事業における個人情報等保護に関するガイドライン第38条（解説）（令和6年版）（抜粋）】

保存期間については、……業務の遂行上の必要性や保存を行った場合の影響等も勘案し、その趣旨を没却しないように限定的に設定すべきである（※）。

ただし、刑事訴訟法第197条第3項及び第4項に基づく通信履歴の電磁的記録の保全要請等法令の規定による場合……には、当該理由に基づく保存期間が経過する前の間、保存し続けることが可能である。……

（※）例えば、通信履歴のうち、インターネット接続サービスにおける接続認証ログ……の保存については……電気通信事業者が……業務の遂行に必要とする場合、一般に6ヶ月程度の保存は認められ、……より長期の保存をする業務上の必要性がある場合には、1年程度保存することも許容される。

論 点	
①SMS闇バイト募集	・SMSで闇バイト募集が出現。犯罪抑止のため、既存の取組も踏まえ、 <b>有効な対策が取りうるか。</b>
②SIM不正転売	・SIMの不正転売が増加。事業者から犯罪を見抜きにくい実態を踏まえ、 <b>効果的な対策はあるか。</b>
③スプーフィング	・電話番号の表示を偽装するケースが報告されており、 <b>どのような対策がとれるか。</b>
④海外番号の悪用	・海外電話番号を簡単に入手することができるウェブサイトがある中、 <b>どのような対策がとれるか。</b>
⑤法人在籍確認	・法人の在籍確認が自主的取組となっているところ、 <b>より実効的なルール作りが可能か。</b>
⑥依拠	・過去の本人確認結果への依拠について、 <b>どのような確認方法であれば認めうるか。</b>
⑦通信ログ保存	・ログ保存が短いと指摘がある中、 <b>通信ログの保存の在り方についてどう考えるか。</b>
⑧その他	・携帯電話の不適正利用などの観点から、 <b>その他課題があるか。</b>

## 不適正WG

※③、④などの一部課題については、犯罪防止の観点から非公開で議論を進める

## 専門的に議論

内容次第で、随時、不適正WGで取り扱う

# 今後の検討スケジュール

	ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会 (親会)	不適正利用対策に関するワーキンググループ
1月	<p><u>1月22日</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ICTサービスの不適正利用への対処等について               <ul style="list-style-type: none"> <li>-SMS闇バイト勧誘、SIM不正転売等</li> <li>-法人の在籍確認、依拠</li> <li>-通信ログ保存の在り方</li> </ul> </li> </ul>	
2月~	<p>通信ログ保存の在り方の検討については、専門的に議論し、親会へ報告</p>	<p><u>2月~3月 (必要に応じ1~2回)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>SMS闇バイト勧誘、SIM不正転売等</li> <li>法人の在籍確認、依拠 (必要に応じて事業者ヒアリング)</li> </ul>
4月~ 5月	<p><u>4月下旬~5月中旬</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>WG中間整理案</li> <li>通信ログ保存の在り方</li> </ul>	<p><u>4月中下旬</u> WG中間整理案</p>
5月~ 7月	<p><u>5月~7月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>とりまとめ</li> </ul>	